

「治安向上のための民間活用や地域住民との連携」のための施策（法務省）**治安向上のための総合的施策の必要性**

我が国は、かつて世界に誇ることができるほど治安の良い社会であったが、近年、犯罪の発生件数（認知件数）が著しく増加する一方で、検挙率が低下し、治安の悪化が大きな問題となっている。中でも、社会の耳目を集める凶悪重大事件や、身近で起こる少年や来日外国人による犯罪の多発により、国民の治安に対する不安が増大しており、世論調査の結果でも、治安の悪化を指摘する意見が上位を占めるようになっている。

治安を向上させるためには、防犯活動による犯罪の抑止、犯人の検挙、及び犯罪者の改善更生のための施策を総合的に推進する必要がある。このうちについては、刑務所における新受刑者の約半数が入所度数2度目以上の再犯者であるなど高い再犯率が問題となっており、治安向上のための根本的な対策として、犯罪者の改善更生及び再犯防止を図るための施策を講じることが必要となっている。すなわち、防犯活動による犯罪抑止や検挙率向上のための施策のみならず、検挙された犯罪者に対して適正な刑罰を科した上で、刑務所・少年院等における矯正教育や保護司等による更生保護活動を充実させて円滑な社会復帰を実現し、再犯を防止して治安を向上させることが不可欠であって、刑事司法手続の入口から出口までを見据えた総合的な施策を講じることが必要となっている。

また、近時、観光立国実現に向け、外国人の円滑な訪日を支える環境を整備することが必要とされる一方で、外国人犯罪が急増し、国民の治安に対する不安を増大させていることから、出入国審査の円滑化と厳格化を両立させた施策が求められるとともに、外国人犯罪の温床となっている不法滞在者の摘発体制の強化も必要とされている。

そして、これら施策の実施に当たっては、広く国民の理解と協力が不可欠であり、民間との協働が必要であることから、以下のとおり、民間活用等による施策を推進することとしたい。

民間との協働による犯罪者の更生と社会復帰支援体制の構築

治安を向上させ、地域社会の安全・安心を確保するためには、矯正施設の整備と社会復帰支援体制の充実を図ることにより、犯罪者の円滑な社会復帰を実現し、再犯を防止することが必要である。しかしながら、近時、刑務所等矯正施設の被収容者が急増し、刑務所の収容率が116%を超える過剰収容となるなど（平成16年8月末現在）、再犯防止のための処遇の実施が困難になっていることから、民間との協働等により、犯罪者の円滑な社会復帰のための有効適切な処遇を実施するとともに、その実施を可能とする矯正施

設の整備と社会復帰支援体制の充実を図ることとし、次のような民間活用等の施策を推進することとしたい。

・ **刑務所等 P F I 事業の推進及び矯正施設における民間委託の推進**

矯正行政について、P F I 手法の導入等により、民間の資金・ノウハウを活用して施設整備を促進するとともに、被収容者の処遇や施設の整備を含めて順次民間委託を拡大する。

・ **犯罪者の更生保護のための官民協働体制の強化**

従来から官民協働体制で実施してきた更生保護行政について、民間の更生保護事業・活動の充実を図るとともに、地域社会との連携をより強化し、社会復帰支援体制の整備を促進する。

外国人が快適に観光し、滞在できる環境の整備

観光立国の実現に向け、日本を訪れる外国人旅行者を 2010 年に倍増（年間 1,000 万人への増加）させる目標が掲げられ、外国人の円滑な訪日を支える環境整備として、出入国手続の円滑化が必要とされている（平成 15 年 7 月 31 日観光立国関係閣僚会議「観光立国行動計画」）。

その一方で、近時、外国人犯罪が急増し、国民の治安に対する不安を増大させていることから、外国人犯罪の温床となっている不法滞在者（推計約 25 万人）を今後 5 年間で半減させる目標が掲げられ（平成 15 年 12 月 18 日犯罪対策閣僚会議「犯罪に強い社会の実現のための行動計画」）、そのための施策を推進することにより、国民が安心して暮らすことができる社会を実現するとともに、平穏かつ適法に滞在している多くの外国人に対する無用の警戒感を払拭することが求められている。

そこで、観光立国実現に向けた民間活用のための諸施策（民間イニシアティブ誘発）と歩調を合わせ、出入国審査の円滑化と厳格化を図るとともに、不法滞在者の摘発体制を強化することにより、外国人が快適に観光し滞在できる環境の整備を推進することとしたい。

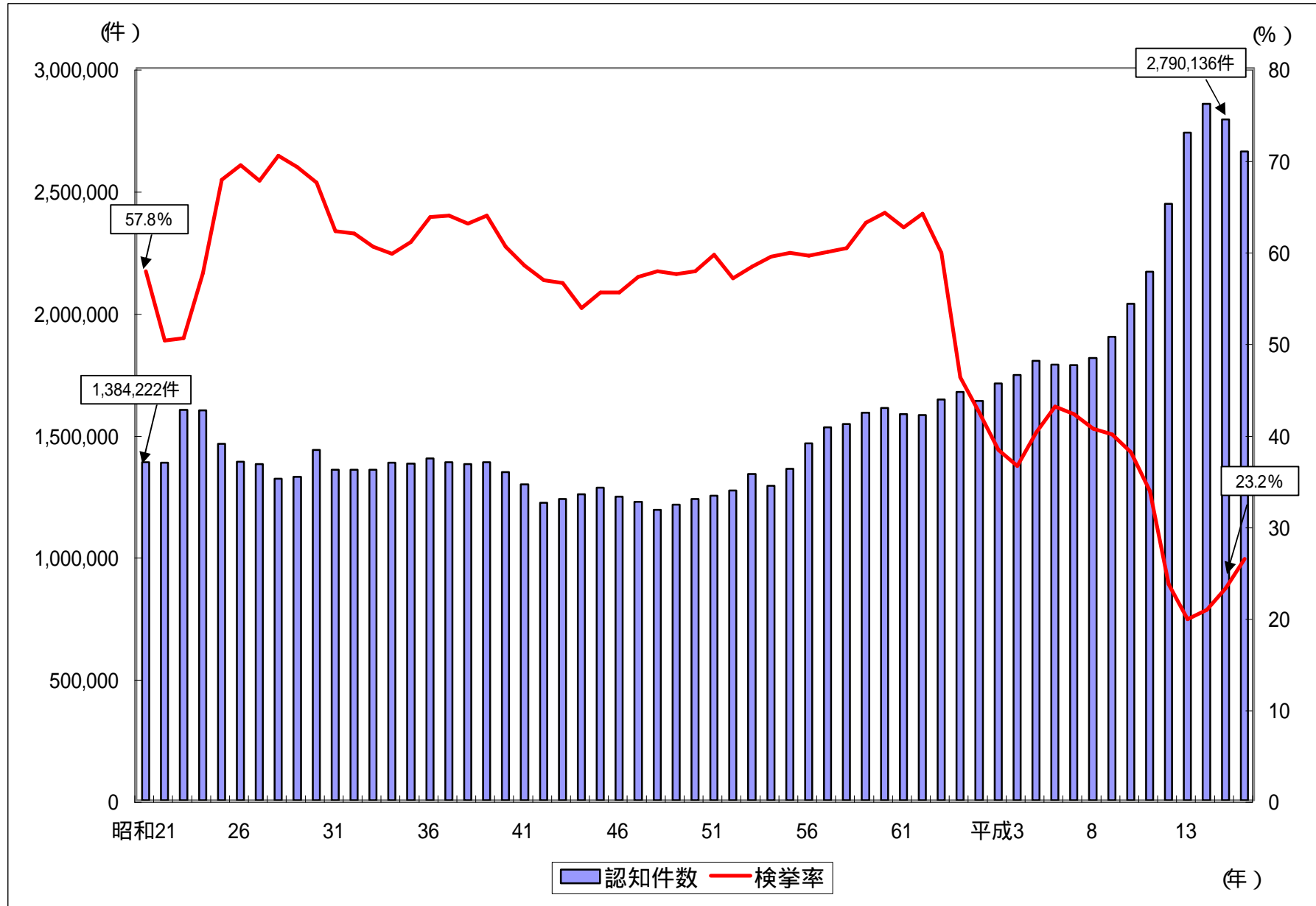
・ **入国手続の迅速化（A P I S の活用等）**

事前旅客情報システム（A P I S）では、民間の航空会社から乗員・乗客名簿が事前に送付され、入国管理局等のブラックリストと照合することが可能になることから、A P I S の活用を推進することなどにより、入国手続の迅速化を図る。

・ **バイオメトリクス情報の活用による出入国審査の円滑化・厳格化**

今後、我が国を含む各国の旅券等について、バイオメトリクス情報（顔画像・指紋等の生体情報）の搭載が進められることから、バイオメトリクス情報による認証システムを導入し、出入国審査の円滑化と厳格化を図るとともに、関係情報の蓄積・管理を通じて不法滞在者の摘発体制を強化する。

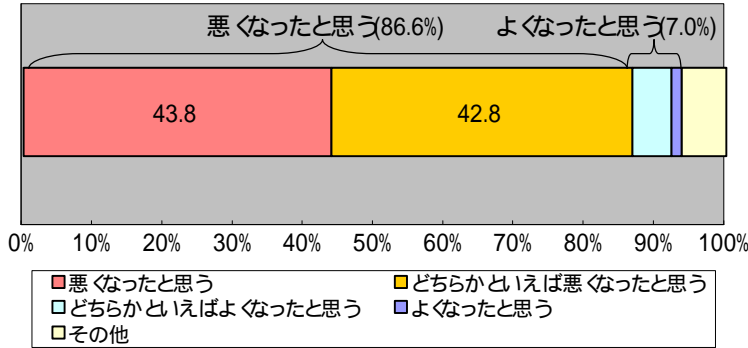
一般刑法犯の認知件数・検挙率の推移



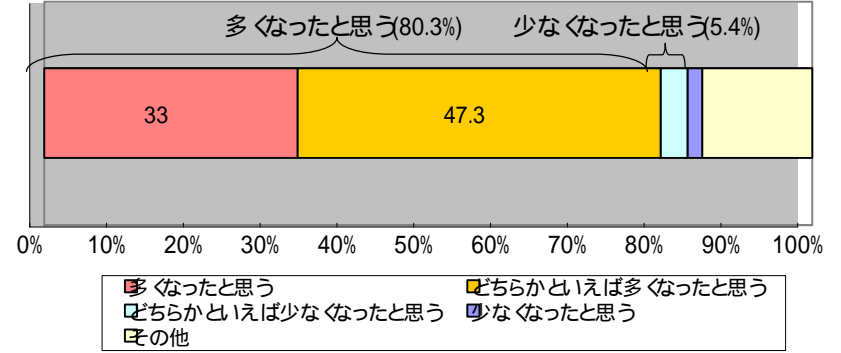
平成16年の棒グラフは、上半期実績を基にした推計である。

治安に関する世論調査 (平成16年7月内閣府調査)

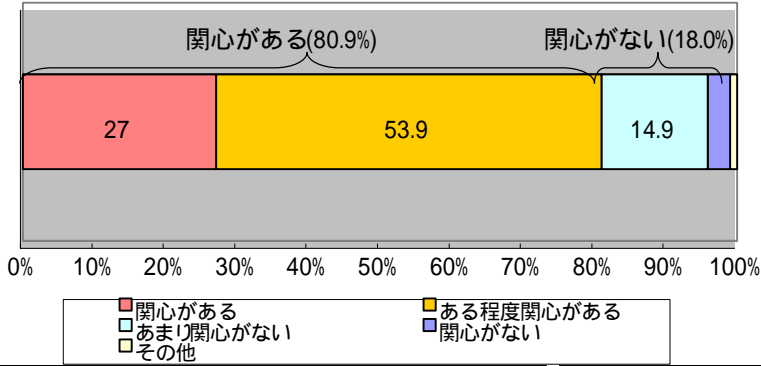
最近の治安に関する認識



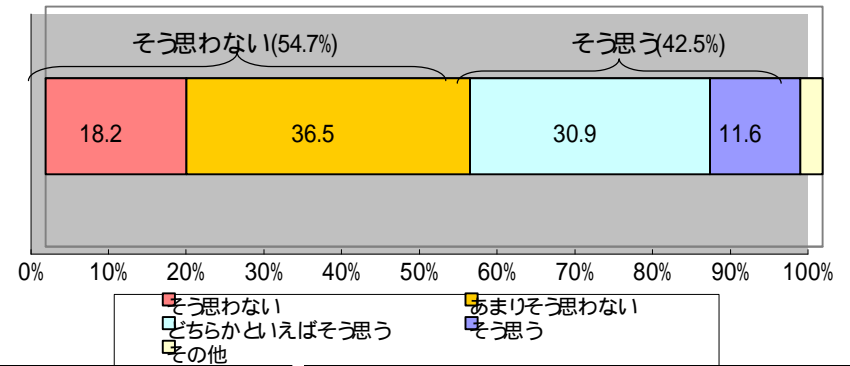
犯罪に対する不安の傾向



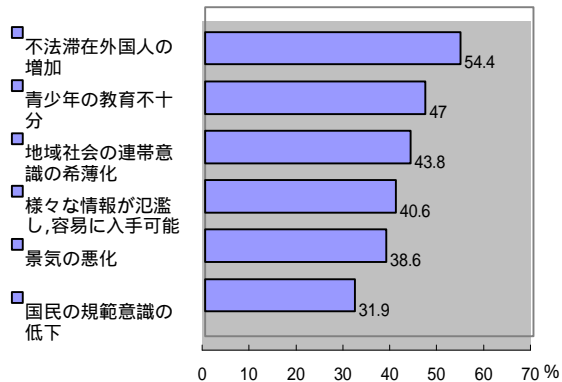
治安に対する関心度



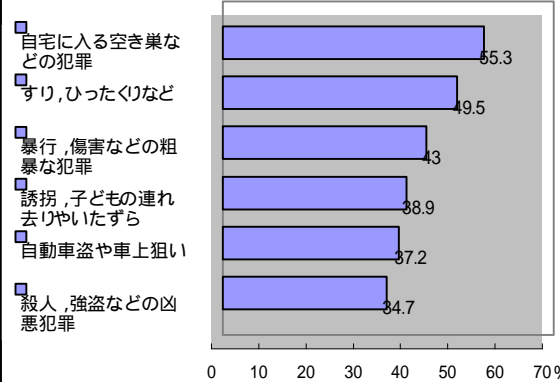
日本は安全 安心な国か



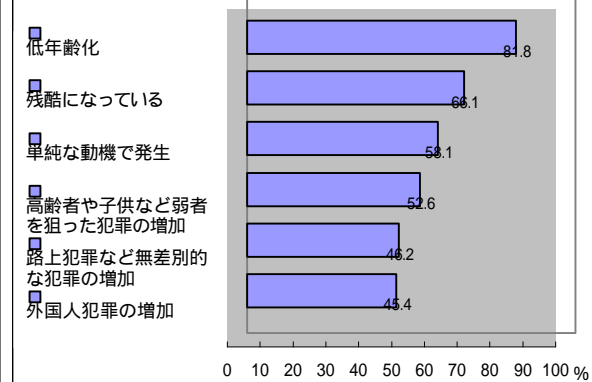
治安が悪くなったと思う理由



不安になる犯罪

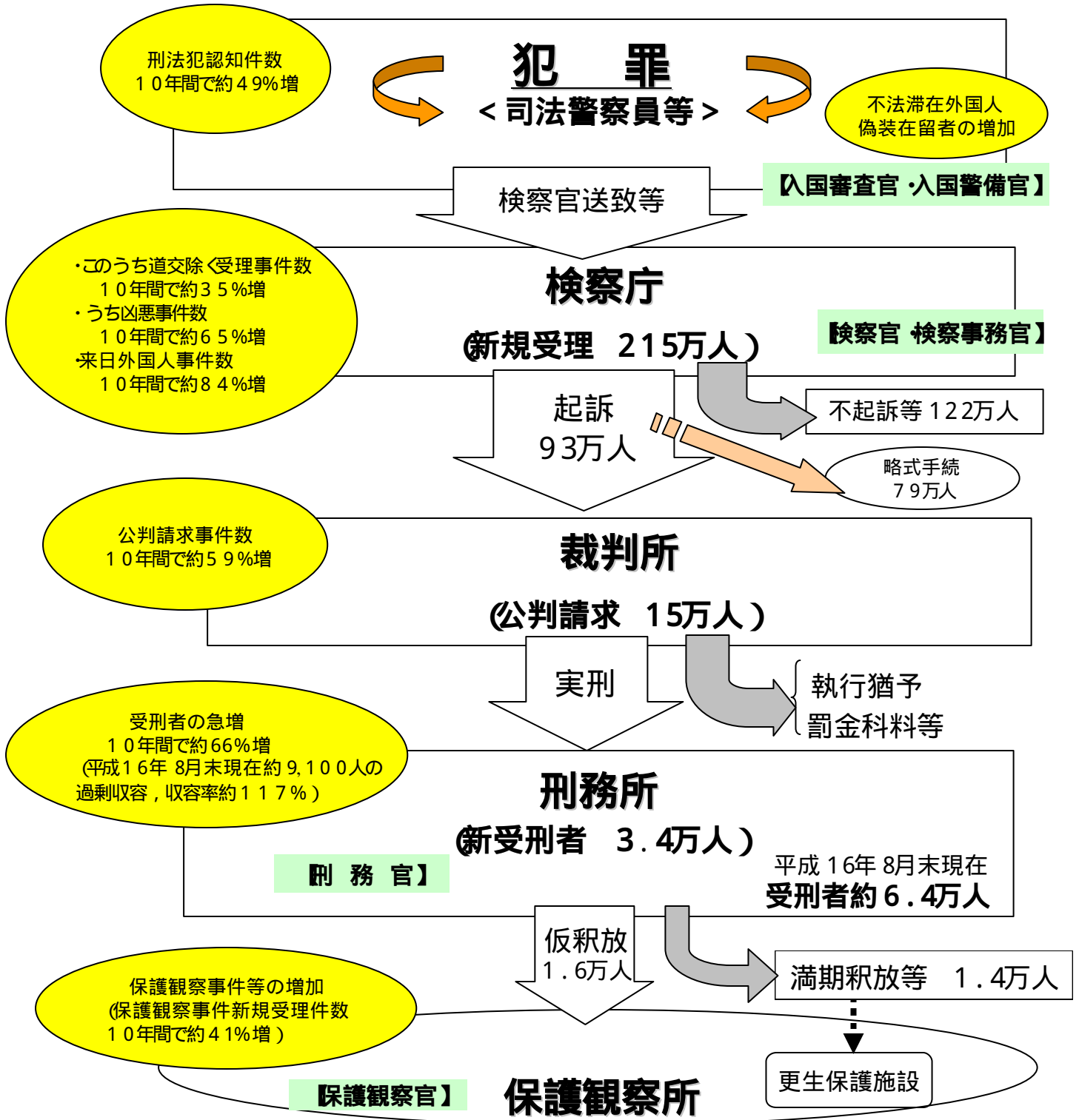


最近の犯罪の傾向



「世界一安全な国」へ

～「安心して暮らせる安全な社会」再生への取組～

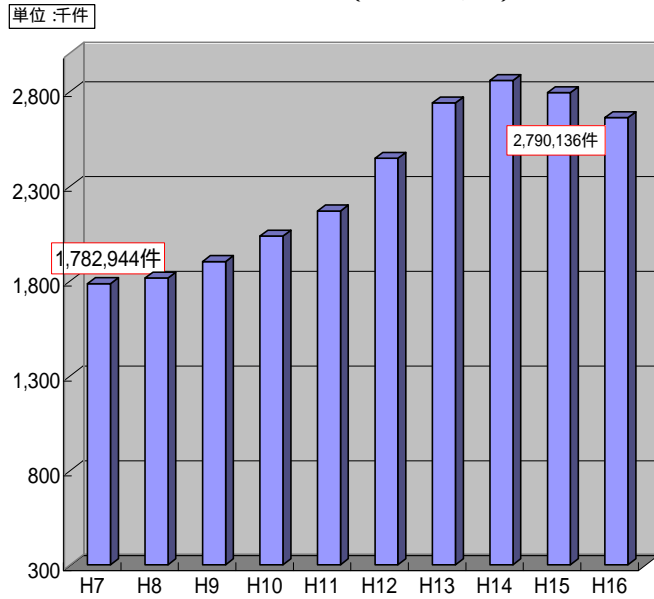


刑事司法システム全体の機能強化
 ～ 人員・予算の増強, 施設の拡充 ～

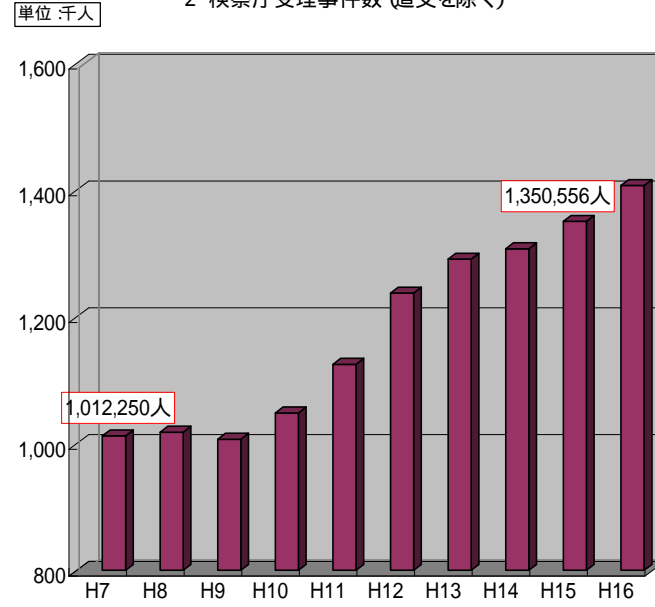
(注) 数字は原則として平成15年の統計による。

治安悪化の現状

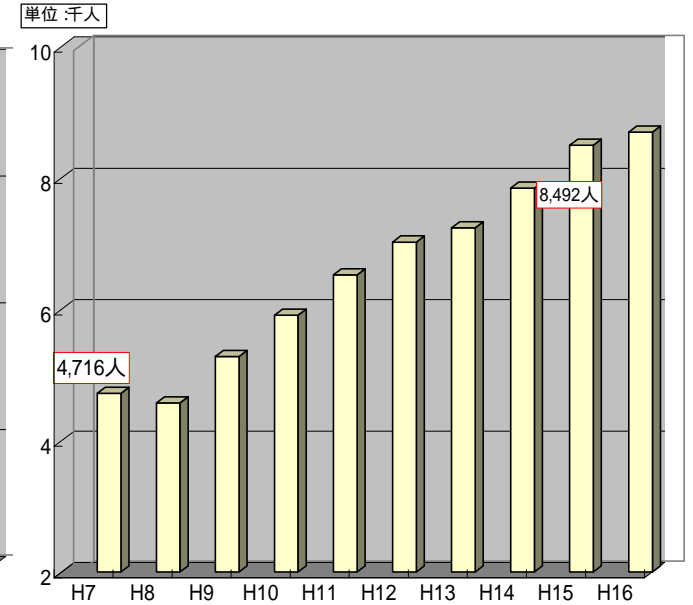
1 刑法犯認知件数 (交通業過を除く)



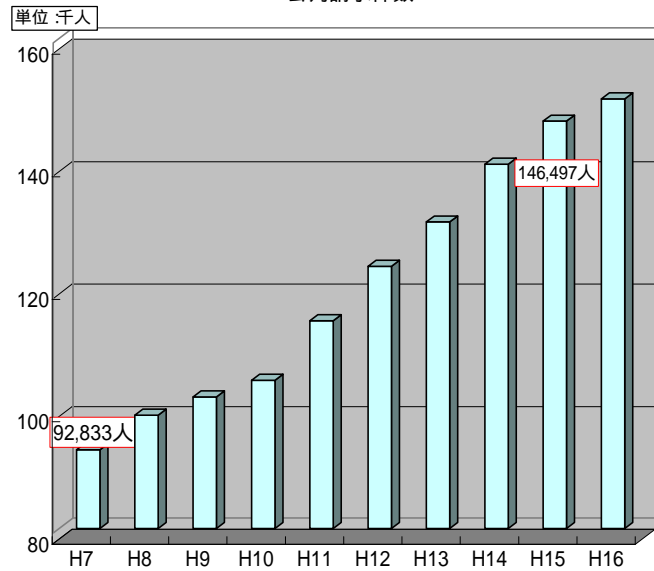
2 検察庁受理事件数 (道交を除く)



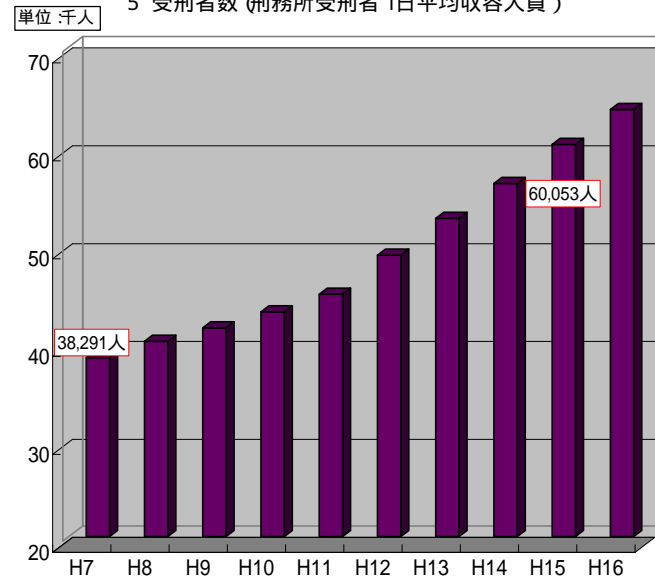
3 検察庁凶悪事件数 - 殺人, 強盗, 強盗強姦 (強盗致死を含む)



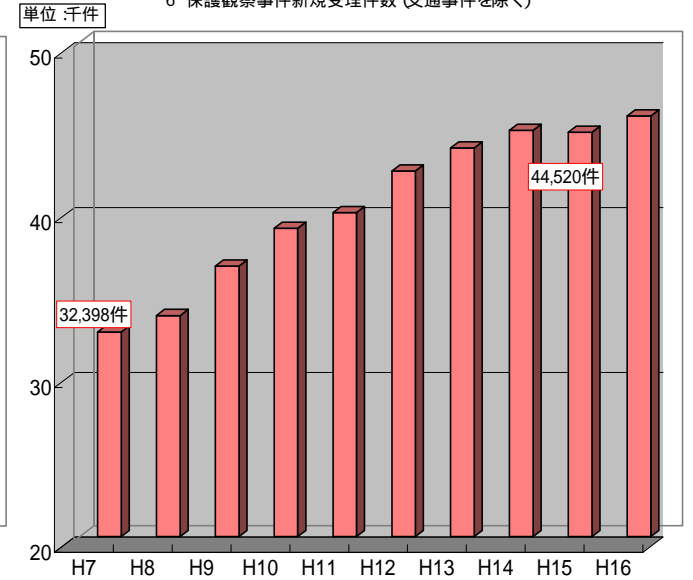
4 公判請求件数



5 受刑者数 (刑務所受刑者1日平均収容人員)



6 保護観察事件新規受理件数 (交通事件を除く)

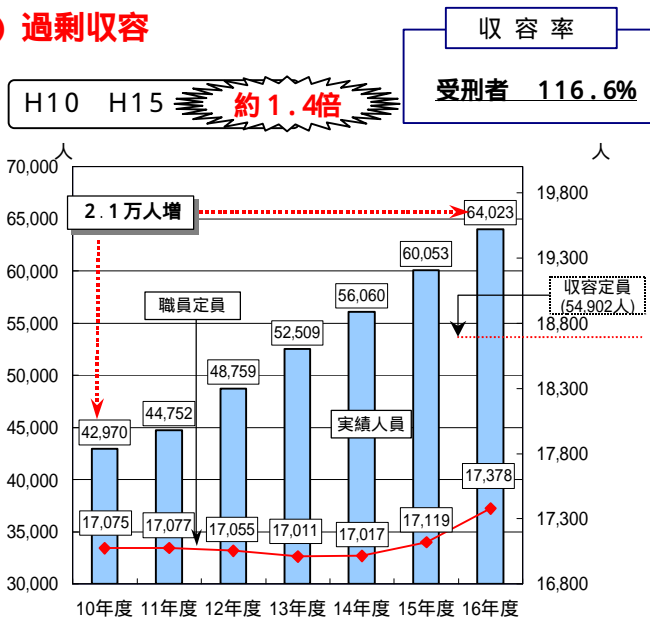


H16の棒グラフは、いずれも上半期実績を基にした推計である。

行刑施設の過剰収容の現状と対策

1. 現状と問題点

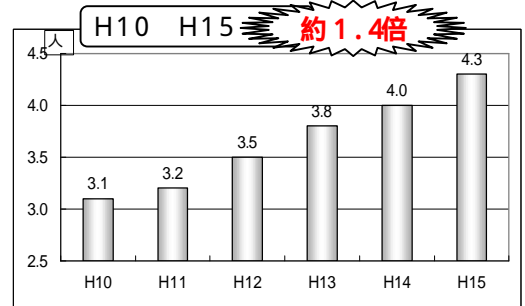
(1) 過剰収容



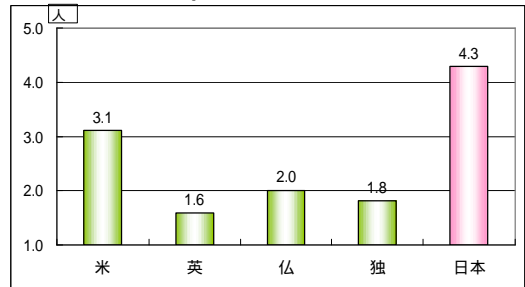
16年度は、8月末日現在

(2) 職員の勤務負担

職員1人当たりの被収容者数の推移



諸外国に比べ、高い職員負担率



保安職員年休取得の減

H10年度: 6.6日 H15年度: 3.9日

約3分の2

4週8休が確保できない施設

74庁中 64庁

(3) 処遇環境の悪化

過剰収容状態

6人定員の居室を7, 8人で使用

舎房廊下整理状況



不服申立件数の増加

H10: 2,300件 H15: 8,800件

約3.8倍

(4) 保安事故の多発

懲罰件数の増加

H10: 2.8万件 H15: 4.3万件

約1.5倍

職員・同衆暴行事犯の増加

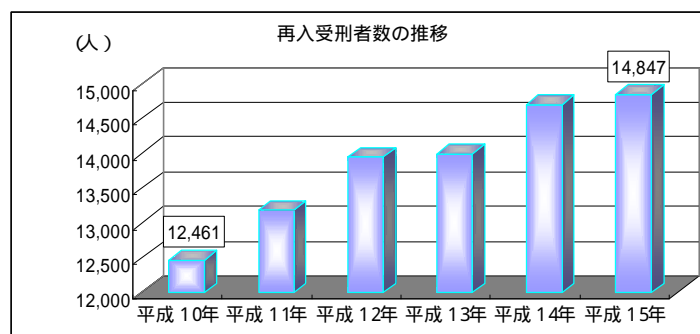
H10: 4,600件 H15: 7,600件

約1.7倍

不十分な改善更生

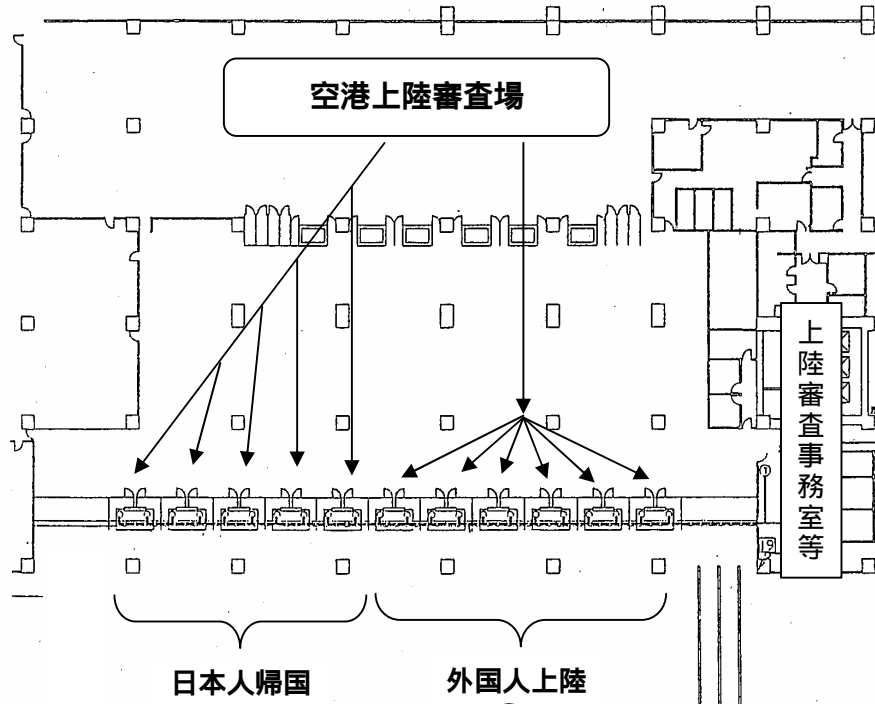
社会復帰

再犯罪・再入所者の増加



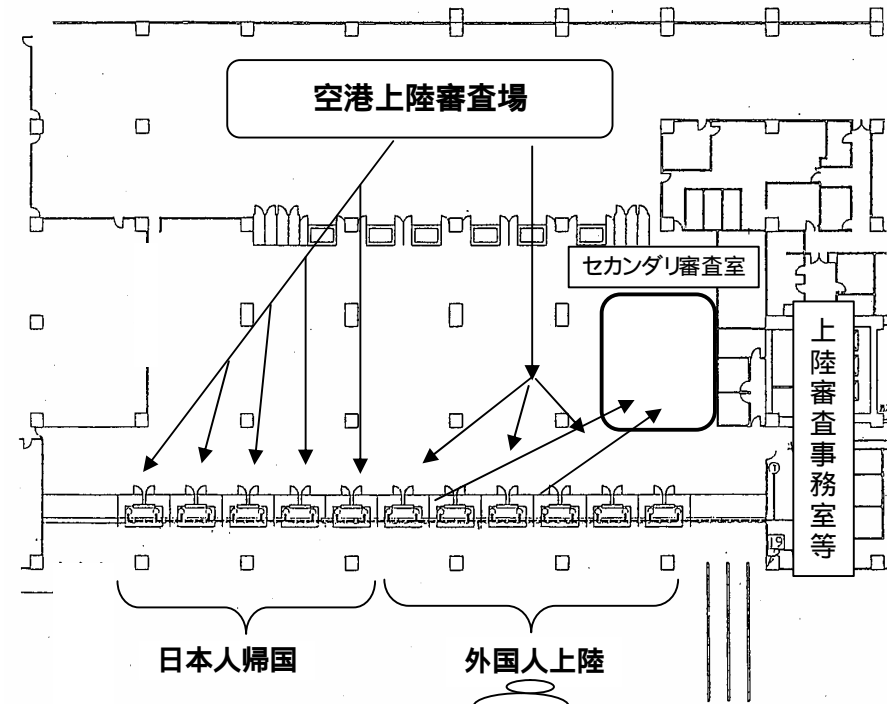
セカンダリ審査の概要

現 状



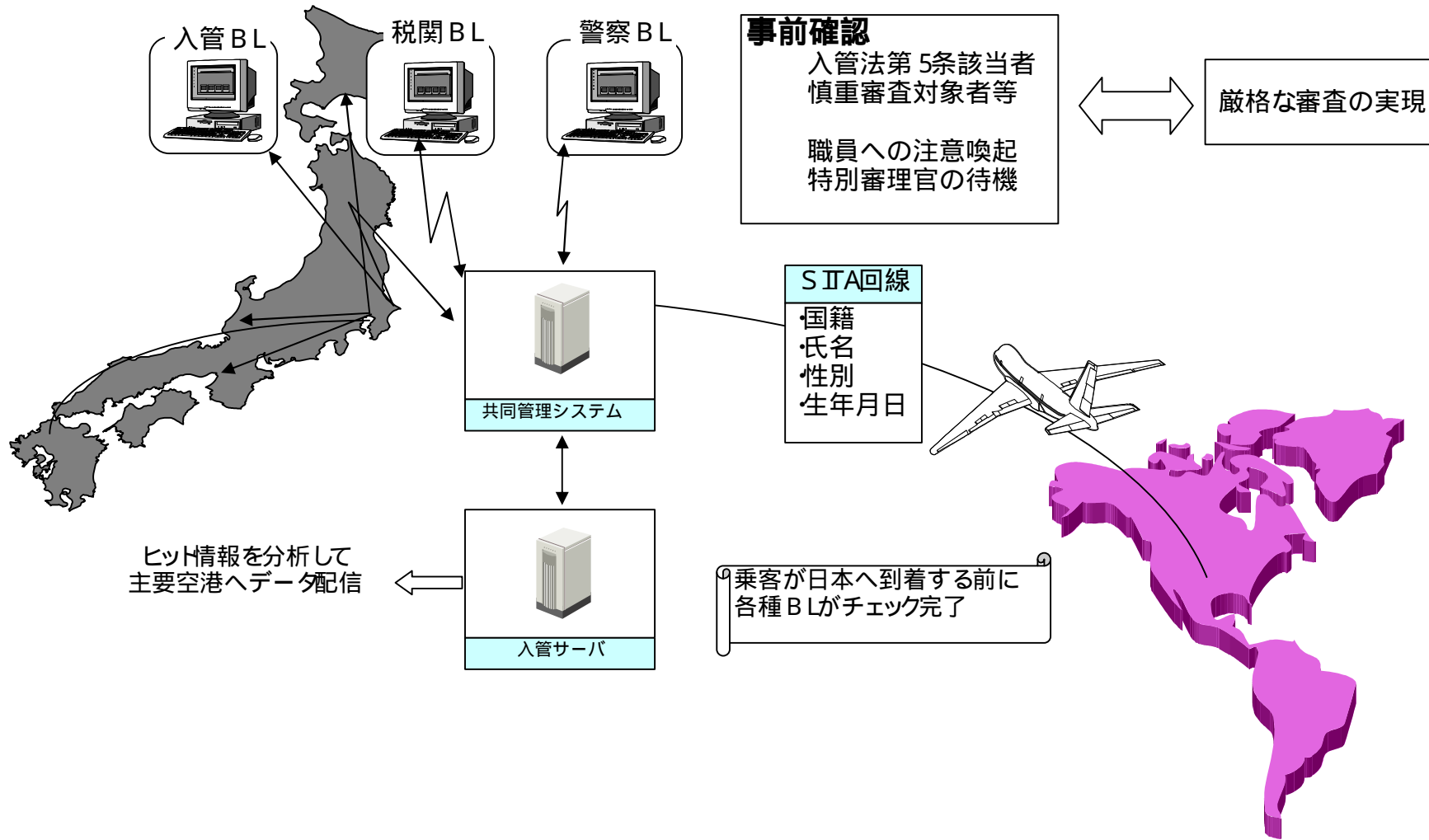
申請者全員が同じように審査を待つこととなっている。

導入後

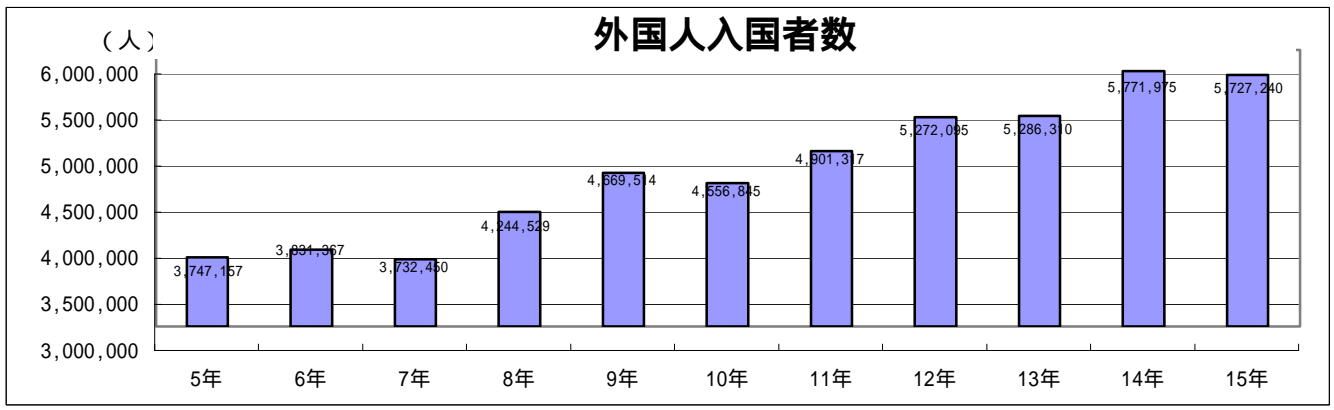
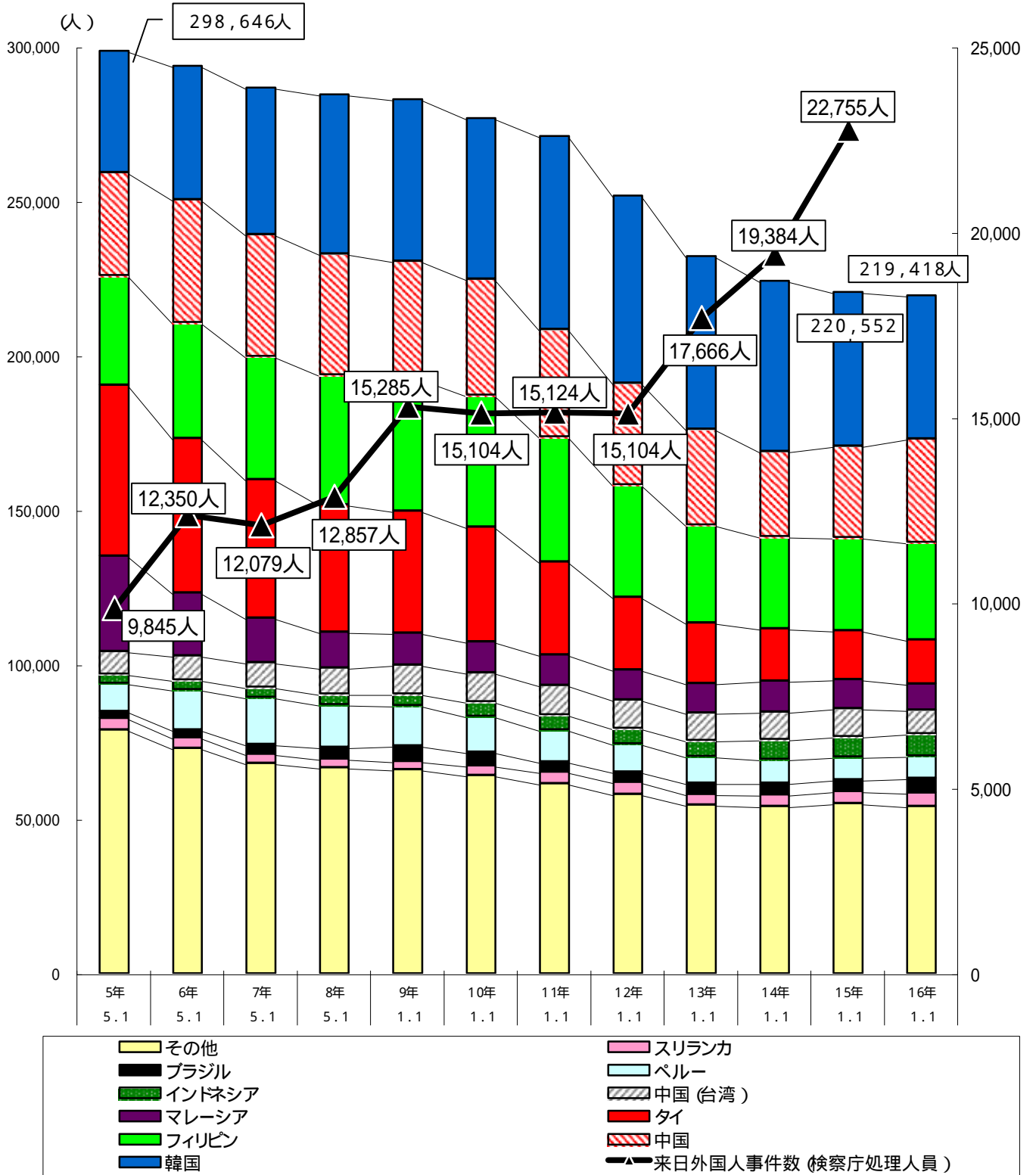


問題のない者は速やかに審査を終了し、問題のある者は別室で時間をかけた審査を受けるため、メリハリの効いた行政サービスの実現が可能となる。

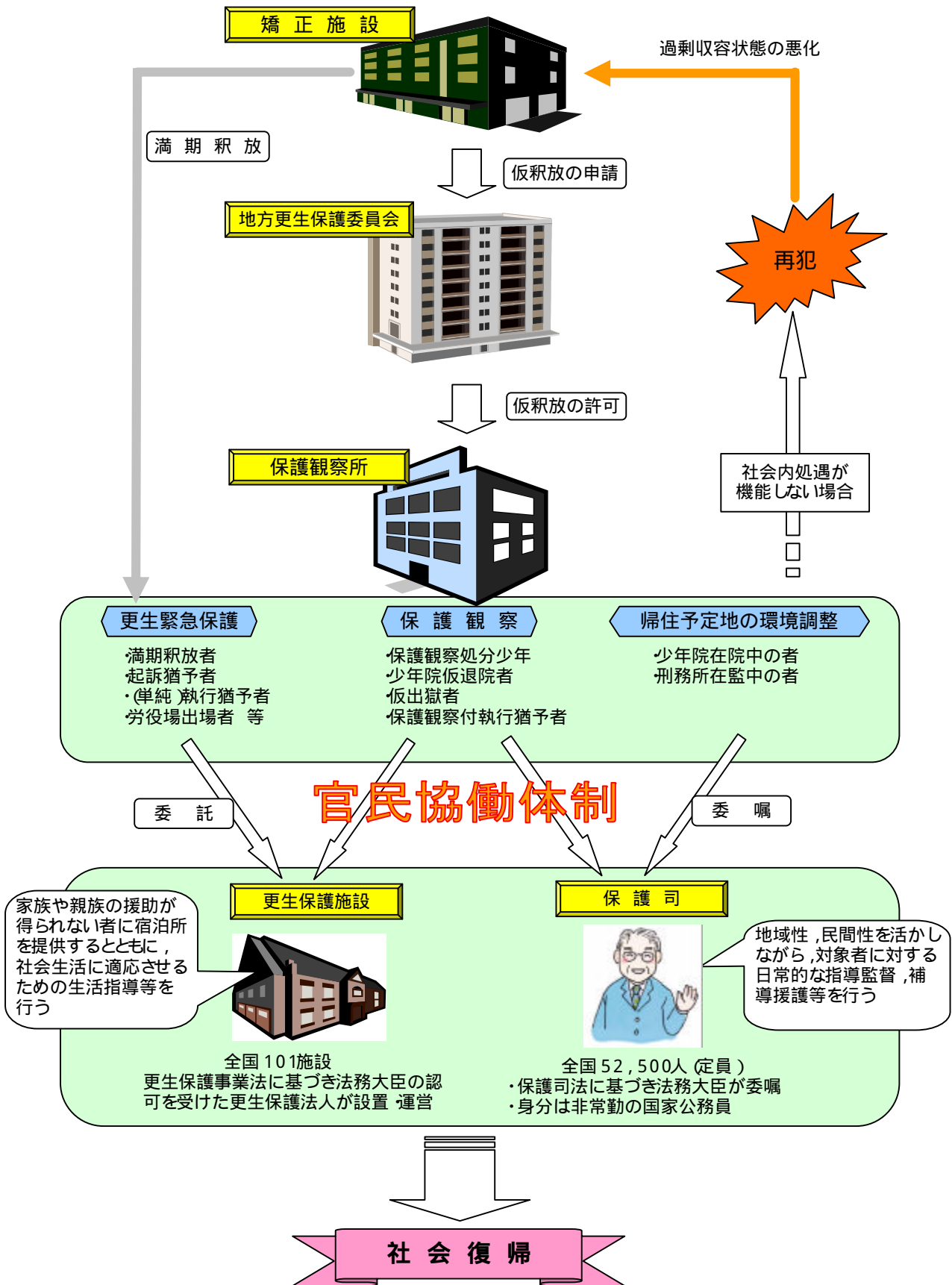
事前旅客情報システム (A P I S) の流れ



不法残留者数・来日外国人事件数の推移



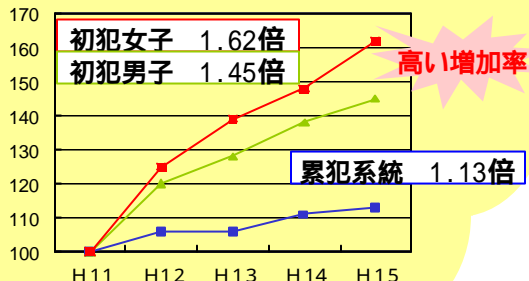
官民協働による社会内処遇体制



PFI手法による新設刑務所について ＜美祢社会復帰促進センター整備・運営事業＞

過剰収容の緩和

【参考】過去5年間新入受刑者の増加傾向



(注)平成11年を100とした増加率

“良質な人材の再生”

～再犯率0を目指して～

事業スケジュール

- 平成16年3月 実施方針の公表
- 9月 特定事業の選定
- 10月 入札説明書の公表
- 17年5月 事業契約締結
- 19年4月 収容開始

刑務所PF事業の概要

事業予定地 ▶ 山口県美祢市
「美祢テクノパーク」



収容対象 ▶ 男女初犯受刑者1,000名
(男子:500名,女子:500名)

事業内容

設計,建設,運営の一部を委託

BOT方式の採用

委託費を支払うサービス購入型

事業期間 20年

国民に理解され、
支えられる刑務所

誘致自治体の中から選定

山口県&美祢市から特区の提案

構造改革特区法に特例措置

処遇,警備の民間委託

- ・民間委託の根拠規定
- ・守秘義務
- ・みなし公務員規定

官民協働による運営の実現

診療所の管理委託

- ・公的医療機関への管理委託の根拠規定
- ・診療所の市民開放

医療体制の確保

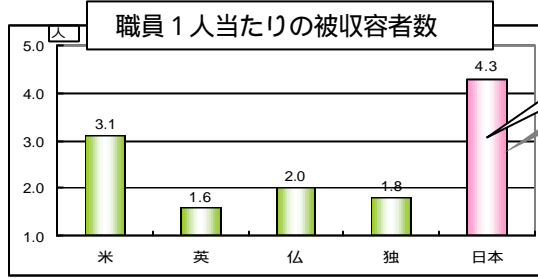
雇用機会の増大 ↓ 地域医療の充実

地域の活性化

行刑施設のアウトソーシングの推進

現状と問題点

行刑施設職員の過重負担



諸外国に比べ著しく高い

保安職員年休取得の減

H10年度: 6.6日 H15年度: 3.9日

一般公務員: 平均11日

職員・同衆暴行事犯の増加

H10: 4,600件 H15: 7,600件

不服申立件数の増加

H10: 2,300件 H15: 8,800件

平成 17年度末予測

被収容者数予測 : 83,000人 / 増員・民間委託推進等がない場合 職員等数 17,384人 = 職員負担率 : 4.8まで上昇

人的体制の緊急整備が必要

治安最後の砦の危機

対策

業務内容に応じ

職員増員

民間委託

公権力の行使

職員が実施

公権力の行使を伴わない業務

処遇・警備体制を含めた民間委託の積極的推進

- ・受刑者処遇 (工場・舎房担当等)
- ・手錠等の使用
- ・書信検閲
- ・規律違反者への懲罰
- ・被収容者逃走時の逮捕 等

- 【委託可能な業務】
- 総務部門業務
 - 自動車運転業務
 - 面会窓口受付業務
 - 差入窓口受付業務
 - 正門警備業務
 - 警備システム監視卓業務 等

官民協働の行刑施設運営

行刑施設業務の民間委託 (官製市場の開放) による雇用創出効果, 経済効果等

職員負担率の抑制に伴う適正な矯正処遇の確保 国民の安全・安心の確保

バイオメトリクスを活用した出入国審査体制の構築

